

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第 3 2 条の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払い)

第 2 条 職員の給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令または労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 24 条第 1 項の規定に基づく協定がある場合には、法令または当該協定に定められる金額を控除して支払う。

2 前項の給与は、職員から申し出があるときは、その全部または一部を当該職員の預金口座への振り込みによる方法により支払うことができる。

3 いかなる給与も理事長が定める規程に基づかずに職員に対して支給してはならない。

(給与の種類)

第 3 条 給与は、給料および手当とする。

2 手当は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、入試手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当および勤勉手当とする。

(給料)

第 4 条 給料は、公立大学法人滋賀県立大学職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬をいう。

(給料表の種類)

第 5 条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 教育職給料表（別表第 1）

(2) 一般職給料表（別表第 2）

(3) 技能労務職給料表（別表第 3）

2 職員の職務は、その複雑、困難および責任の度に基づきこれを前項の給料表（以下単に「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表（別表第 4）に定めるとおりとする。

3 理事長は、すべての職員の職を前項に規定する職務の級のいずれかに格付けし、給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給)

第 6 条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の給料は、理事長が定める初任給の基準に従い決定する。

(昇格および降格)

第 7 条 職員の昇格および降格は、理事長が定める基準による。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合または一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところにより決定する。

(昇給)

第 8 条 職員の昇給は、公立大学法人滋賀県立大学職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則（以下「細則」という。）で定める日に、同日前において細則で定める日以前 1 年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が職員就業規則第 4 5 条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして理事長が定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

- 3 次の各号に掲げる職員の昇給は、第1項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が定める基準に従い決定するものとする。
 - (1) 55歳（技能労務給料表の適用を受ける職員にあっては、57歳）に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）の末日を超えて在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給料の支給）

- 第9条 給料は、月の1日から末日までの期間（以下この条において「給与期間」という。）について、その月の月額を毎月1回21日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日または土曜日に当たるときは、その日前において最も近い祝日法による休日、日曜日または土曜日でない日を支給日とする。
- 2 期末手当および勤勉手当の支給日は次の各号に定める日とする。ただしその支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日とし、土曜日に当たるときは、支給日の前日とする。
 - (1) 6月に支給するもの 6月30日
 - (2) 12月に支給するもの 12月10日
 - 3 給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当および単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし給料の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給する。
 - 4 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および管理職員特別勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における第1項に定める日に支給する。ただし、やむを得ない事情によりその日に支給できないときは、その日後に支給する。
 - 5 入試手当は、入試業務が終了した日が属する給与期間の次の給与期間における第1項に定める日に支給する。ただし、やむを得ない事情によりその日に支給できないときは、その日後に支給する。
 - 6 職員が当該職員または当該職員の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給日前であっても請求の日までの給料を日割計算によって支給する。

（給料の日割計算）

- 第10条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
 - 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
 - 4 第1項または第2項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、またはその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から週休日（勤務時間規程第4条に規定する「週休日」をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 5 第1項または第2項に規定するもののほか給料を日割りによって支給する場合については、理事長が別に定める。

（給料の調整額）

- 第11条 理事長は、給料月額が職務の複雑、困難もしくは責任の度または勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額の調整額表を定めることができる。
- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

（管理職手当）

- 第12条 管理職手当は、管理または監督の地位にある別表第5に掲げる者（以下「管理職員」という。）に対し、その職の特殊性に基づき、その区分に応じて理事長が定める額を支給する。
- 2 前項の理事長が定める額は、管理職員の属する職務における最高の号給の給料月額100分の25を超えてはならない。

- 3 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第32条第1項に該当し理事長の承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、管理職手当は支給しない。

（初任給調整手当）

- 第13条 初任給調整手当は、医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が指定するものに対し、月額51,600円を超えない範囲内の額を採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。
- 2 初任給調整手当の支給される職員の範囲、支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（扶養手当）

- 第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
- 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養をうけているものを扶養親族とする。
- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (3) 60歳以上の父母および祖父母
 - (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 心身に著しい障害を有する者
- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものおよび一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

第15条 （削除）

（地域手当）

- 第16条 地域手当は、法人の存する地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、給料、管理職手当および扶養手当の月額合計額に100分の5.7を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支給する。

（住居手当）

- 第17条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。
- (1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額13,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人から宿舍を貸与されている職員その他理事長が定める職員を除く。）
 - (2) 第19条第1項または第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（法人が貸与する宿舍その他理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額13,000円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額および第2号に定める額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額31,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から13,000円を控除した額
 - イ 月額31,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から31,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が12,000円を超えるときは、12,000円）を18,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第18条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関または有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃または料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下この条において同じ。）または自転車その他理事長が定める交通の用具（以下この項、次項および第7項において「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車または自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車または自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、または自動車もしくは自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項および第5項において「運賃相当額」という。）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が定める職員にあつては、当該額から理事長が定める額を減じた額）
 - ア 自動車を使用する場合 その使用距離に応じて別表第6に定める額（自動車の駐車のための施設で理事長が定めるものを併せて利用している場合にあつては、当該額に3,500円を超えない範囲内で理事長が定める額を加算した額）
 - イ 自転車等を使用する場合 その使用距離に応じて別表第7に定める額（自転車等の駐車のための施設で理事長が定めるものを併せて利用している場合にあつては、当該額に1,500円を超えない範囲内で理事長が定める額を加算した額）
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車または自転車等を利用せず、かつ、自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の使用距離、自動車または自転車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額または前号アもしくはイに定める額

3 就業場所を異にする異動または就業場所の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項および第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号および次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる 通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに職員就業規則の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に該当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号アに定める自動車の使用距離に応じて32,800円を超えない範囲内で理事長が定める額、同号イに定める自転車等の使用距離に応じて16,600円を超えない範囲内で理事長が定める額および特別料金等相当額をその支給単位期間の月数

で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000（同号アに定める自動車の駐車のための施設で理事長が定めるものを併せて利用している場合にあっては、150,000円に同号アに定める3,500円を超えない範囲内で理事長が定める額を加算した額、同号イに定める自転車等の駐車のための施設で理事長が定めるものを併せて利用している場合にあっては、150,000円に同号イに定める1,500円を超えない範囲内で理事長が定める額を加算した額）に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- 6 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月の給料の支給日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車または自転車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 9 前各号に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給および返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

- 第19条 単身赴任手当は、就業場所を異にする異動または就業場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する就業箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（理事長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額）とする。
- 3 新たにこの規程の適用を受けることとなったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（入試手当）

- 第19条の2 入試手当は、職員就業規則第2条第2項に定める教員が別表第7の2の区分欄に掲げる一般選抜試験および特別選抜試験にかかる委員等を務め当該入試業務に従事した場合に、その区分に応じ手当額欄に掲げる額を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期の途中で委員等を辞任した場合および任期の途中から委員等に就任した場合の入試手当の額は、在任期間に応じて別表第7の2の手当額欄に掲げる額を月割りで算定した額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）とする。

（大学入学共通テスト手当）

- 第19条の3 大学入学共通テスト手当は、職員就業規則第2条第1項に定める職員が別表7の3の区分欄に掲げる大学入学共通テストにかかる本部員等を務め当該入試業務に従事した場合に手当額欄に掲げる額を支給する。

（給与の減額）

- 第20条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第6条の2に規定する時間外勤務代休時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）、祝日法による休日または12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給

与を支給する。

- 2 職員が承認を得ないで勤務しなかった時間数は、その給与期間の全時間数によって計算するものとし、その時間数に1時間未満の端数を生じた場合においてその端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。
- 3 前項の承認の基準は、理事長が別に定める。
- 4 第1項の規定により減額すべき給与額は、その月の翌月以降の給与から差し引くものとする。

(時間外勤務手当)

第21条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。以下同じ。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分135

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第6条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第4条第2項により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(理事長が定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間規程第4条第1項および第6条の規定による週休日における勤務のうち理事長が別に定めるものを除く。)の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(前項に規定する理事長が定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50

- 4 時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、労使協定により、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項各号に規定する割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50から第2項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額

(休日勤務手当)

第22条 祝日法による休日および年末年始の休日(以下「休日等」という。)において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員には正規の勤務時間中に勤務した全時間(休日等における勤務時間規程第8条の規定(以下「休日の振替に関する規定」という。))に基づき、正規の勤務時間において勤務することを要しないこととされる時間に相当する時間(休日等における正規の勤務時間に相当する時間に限る。))において特に勤務することを命ぜられた職員には当該時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(夜間勤務手当)

第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第24条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額およびこれに対する地域手当、ならびに初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じたものを1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に1年間の祝日法による休日(週休日である土曜日を除く。)および年末年始の休日(週休日を除く。)の数の合計を乗じて得られる時間数を減じたもので除した額とする。

- 2 前項の額の算定において、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは1円に切り上げる。

(管理職員特別勤務手当)

第25条 管理職員特別勤務手当は、第12条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員(次項において「管理職員」という。)が臨時または緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日または休日等(その日に特に勤務を命ぜられて、休日の振替に関する規定により他の正規の勤務時間が割り振られた日に勤務することを要しないこととされた場合における当該日に勤務を命ぜられた日を除く。)もしくは休日の振替に関する規定により正規の勤務時間のすべてが勤務することを要しないこととされた日(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合に当該職員に対して支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、前2項の規定による勤務1回につき、職員の区分に応じて別表第8に定める額とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当)

第26条 期末手当は、6月1日および12月1日(以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の第10条第2項各号に定める日(以下次条および第29条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、もしくは職員就業規則第25条の規定により解雇され、または死亡した職員(第32条第9項の規定の適用を受ける職員および理事長が定める職員を除く。)についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(第30条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の105を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
 - (1) 6箇月 100分の100
 - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - (4) 3箇月未満 100分の30
- 3 定年前再雇用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、もしくは解雇され、または死亡した職員にあっては、退職し、もしくは解雇され、または死亡した日現在)において職員が受けるべき給料および扶養手当の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して各給料表ごとに理事長が定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階、職務の級等を考慮して理事長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額(理事長が定める管理または監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を前項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第46条第1項第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第25条の規定により解雇された職員（同条第1項第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第28条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該職員が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該職員が逮捕された場合または当該職員から聴取した事項もしくは調査により判明した事実に基づき当該職員に犯罪があると思料するに至った場合であつて、当該職員に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
 - 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、当該職員の氏名および同項の書面をいつでも当該職員に交付する旨を法人構内の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示をした日から起算して2週間を経過したときに、当該通知が当該職員に到達したものとみなす。
 - 4 第2項の規定による一時差止処分を受けた者は、別に定めるところにより異議申立てをすることができる。
 - 5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者が当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者が当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し提訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
 - 6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
 - 7 前各号に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（勤勉手当）

第29条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果および基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の第9条第2項各号に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、もしくは解雇され、または死亡した職員（理事長が定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務期間の別表第9に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合（以下「期間率」という。）に理事

長が定める当該職員の勤務成績による割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、法人が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは解雇され、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員 当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
 - 4 第26条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において同条第5項中「前項」とあるのは、「第29条第3項」と読み替えるものとする。
 - 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（それぞれ基準日の属する月の第9条第2項各号に定める日（以下この条および次条において同じ。））」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

- 第30条 第21条から第23条までの規定は、第12条第1項の適用を受ける職員には適用しない。
- 2 第6条、第7条第2項、第8条、第13条、第14条および第17条の規定は、定年前再雇用短時間勤務職員については、適用しない。

（管理職手当等の支給方法）

- 第31条 管理職手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当および 勤勉手当の支給の方法に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（休職者の給与）

- 第32条 職員が業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項および第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、もしくは疾病にかかり、職員就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由により該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第16条第1項第1号に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第16条第1項第1号に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が職員就業規則第16条第1項第2号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当および住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
（刑事事件起訴）
- 5 職員が職員就業規則第16条第1項第3号または第4号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
（研修等）
- 6 職員が職員就業規則第16条第1項第5号に該当して休職にされた場合で、その原因である災害が公務上災害または通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
（水難行方不明）
- 7 職員就業規則第16条第1項第6号の規定の適用を受け休職にされた場合で、理事長が必要と認めるときは、理事長が必要と認める期間中、これに給料、扶養手当、地域手当および住居手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
（特別事由休職）
- 8 休職中の職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。
- 9 第2項、第3項、第5項および第6項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第27条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、もしくは職員就業規則第25条第1項第1号（被後見人等該当）に該当して解雇され、または死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

10 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第27条および第28条の規定を準用する。この場合において第27条中「前条第1項」とあるのは、「第32条第9項」と読み替えるものとする。

(委任)

第33条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。）第4条第1項第1号に規定する大学教育職給料表（以下「旧表」という。）の適用を受けていた者であって、公立大学法人滋賀県立大学への職員の引継ぎに関する条例（平成18年滋賀県条例第9号）により引き続き法人の職員となった者（以下「移行教員」という。）の給料表は、別に辞令を発せられない限り、教育職給料表（以下「新表」という。）を適用するものとする。この場合において、同表における職務の級は、施行日の前日に受けていた旧表の職務の級が1級である者は新表1級、旧表の職務の級が2級である者は新表2級、旧表の職務の級が3級である者は新表3級、旧表の職務の級が4級である者は新表4級とし、号給は、次項に規定する職員を除き、施行日の前日に受けていた旧表の号給および当該号給の発令を受けた日から施行日の前日までの期間（理事長の定める職員にあっては、理事長の定める期間。）に応じて別表第1に定める対応の号給とする。

3 施行日の前日において旧表の職務の級の最高号給を超える給料月額を受けていた移行教員にあっては、対応する新表の職務の級の最高の号給とする。ただし、旧表4級であって別表第2に掲げる給料月額を受けていた者については、当該給料月額の発令を受けた日から施行日の前日までの期間に応じて同表に定める対応の号給とする。

4 滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年滋賀県条例第56号。以下「派遣条例」という。）第2条第1項第2号の規定により法人に派遣となった者（以下「派遣職員」という。）の施行日における給料表の適用は、第5条第1項第1号に規定する一般職給料表を滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第3号に規定する行政職給料表と、第5条第1項第3号に規定する技能労務職員給料表を滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和32年滋賀県規則第37号。以下「技能労務職員規則」という。）第4条に規定する技能労務職員給料表とみなして、給与条例または技能労務職員規則に定める給料の切り替えに準じて、職務の級および号給を定める。

5 移行教員のうちその者の受ける給料月額（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては平成27年3月31日に受けていた給料月額）が施行日の前日において受けていた給料月額（平成21年12月1日施行の新規程において、別表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（その職務の級および号給が別表の職務の級欄および号給欄に掲げるものである職員を除く。）にあっては当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額、それ以外の職員にあっては当該給料月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、平成28年3月31日までの間、給料月額（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては平成27年3月31日に受けていた給料月額）のほか、その差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）から、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては差額相当額に3分の1を乗じて得た額（その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円とする。）を、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては差額相当額に3分の2を乗じて得た額（その額が20,000円を超える場合にあっては、20,000円とする。）をそれぞれ減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を給料として支給する。

6 施行日において派遣条例により同日派遣された派遣職員のうちその者の受ける給料月額（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては平成27年3月31日に受けていた給料月額）が施行日の前日において受けていた給料月額（平成21年12月1日施行の新規程において、別表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（その職務の級および号給が別表の職務の級欄および号給欄に掲げるものである職員を除く。）にあっては当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額、それ以外の職員にあっては当該給料月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、平成28年3月31日までの間、給料月額（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては平成27年3月31日に受けていた給料

月額)のほか、その差額に相当する額(以下この項において「差額相当額」という。)から、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては差額相当額に3分の1を乗じて得た額(その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円とする。)を、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては差額相当額に3分の2を乗じて得た額(その額が20,000円を超える場合にあっては、20,000円とする。)をそれぞれ減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を給料として支給する。

- 7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第11条第2項および第26条第5項(第29条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第11条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と付則第2項から第4項までの規定による給料の額との合計額」と、第26条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と付則第4項から第6項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 9 施行日の前日までに、学校職員給与条例、給与条例または技能労務職員規則の規定により認定されていた移行教員および派遣職員にかかる扶養手当、住居手当、通勤手当および単身赴任手当については、支給要件を異にする場合を除いて、施行日においてこの規程により認定されたものとみなす。
- 10 平成22年3月31日までの間における第16条の規定の適用については、同条中「100分の7」とあるのは「100分の7を超えない範囲内で理事長が定める割合」とする。

(地域手当に関する特例)

- 11 当分の間、第16条中「100分の7」とあるのは「100分の7を超えない範囲内で理事長が定める割合」とする。

別表

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで
一般職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
技能労務職給料表	(1)	1号給から72号給まで
	(2)	1号給から16号給まで

付 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日付則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についての改正後の第12条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「管理職員の給料月額と平成18年4月1日付則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

付 則

- 1 この規程は、理事長が別に定める日から施行する。
- 2 この規程(第29条第2項の改正規定を除く。)による改正後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程(以下「新規程」という。)の規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 3 改正後の第29条第2項の規定は、平成19年12月1日から適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 4 平成19年4月1日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規程（第29条第2項の改正規定を除く。）による改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、新規程の規定による当該適用または異動の日における号給は、理事長の定めるところによる。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

- 5 施行日から平成20年3月31日までの間において、新規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用または異動の日における号給については、当該適用または異動について、まず旧規程の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から新規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（平成20年12月に支給する勤勉手当の特例措置）

- 6 平成20年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の第29条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の75」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の92.5」とする。

（給与の内払）

- 7 改正後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 8 付則第4項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。（第24条関係）

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。（別表第4の2、別表第5関係）

付 則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

- 2 平成21年6月に支給する期末手当および勤勉手当に関する第26条第2項および第3項ならびに第29条第2項の規定の適用については、第26条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「100分の110」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の75」と、第29条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

付 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における住居手当に関する経過措置）

- 2 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における第17条第2項の規定の適用については、同項第2号中「2, 200円」とあるのは「3, 400円」と、同項第4号中「1, 100円」とあるのは「1, 700円」とする。

付 則
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 25 年 5 月 8 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 27 年 1 月 6 日から施行し、第 13 条の規定および別表第 1 から別表第 3 までは平成 26 年 4 月 1 日、第 29 条の規定は平成 26 年 12 月 1 日、別表第 6 は平成 27 年 1 月 1 日から適用する。

- 付 則
- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
 - 3 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における規程（平成 18 年 4 月 1 日施行）付則第 5 項および第 6 項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、「職員で」とあるのは「職員であって、規程（平成 18 年 4 月 1 日施行）付則第 5 項および第 6 項の規定の適用を受けるもので」と、「給料月額に」とあるのは「平成 27 年 3 月 31 日において受けていた給料月額と付則第 5 項および第 6 項の規定による給料の額との合計額に」とする。
 - 4 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における第 16 条の規定の適用については、同条中「100 分の 7.5」とあるのは「100 分の 7.5 を超えない範囲内で理事長が定める割合」とする。
 - 5 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における第 19 条の規定の適用については、同条中「30,000 円」とあるのは「30,000 円を超えない範囲内で理事長が定める額」とする。

- 付 則
- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 15 日から施行し、第 13 条の規定、別表第 1 から別表第 4 までおよび第 29 条の規定は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
 - 2 平成 27 年 12 月に支給する勤勉手当に関する第 29 条第 2 項各号の規定については、同項第 1 号中「100 分の 80」とあるのは「100 分の 85」と、「100 分の 100」とあるのは「100 分の 105」と、同項第 2 号中「100 分の 37.5」とあるのは「100 分の 100 分の 40」と、「100 分の 47.5」とあるのは「100 分の 50」とする。
 - 3 平成 28 年 3 月 15 日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、平成 28 年 3 月 15 日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員

給与規程の規定による給与の内払とみなす。

付 則

- 1 この規程は、平成29年1月10日から施行し、第13条の規定、別表第1から別表第4までおよび第29条の規定は平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成29年度に支給する扶養手当に関する第14条および第15条の規定については、読替対照表1による。
- 3 平成30年度に支給する扶養手当に関する第14条および第15条の規定については、読替対照表2による。
- 4 平成31年度に支給する扶養手当に関する第14条および第15条の規定については、読替対照表3による。
- 5 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する第29条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、同項第2号中「100分の40」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の50」とあるのは「100分の52.5」とする。
- 6 平成29年1月10日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、平成29年1月10日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

付 則

- 1 この規程は、平成29年12月27日から施行し、第13条の規定、別表第1から別表第3までおよび第29条の規定は平成29年4月1日から適用し、第14条の規定および第24条の規定は平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成29年度に支給する扶養手当に関する第14条第2項第2号に該当する扶養親族たる子については、1人につき7,500円とする。
- 3 平成29年12月に支給する勤勉手当に関する第29条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」と、「100分の52.5」とあるのは「100分の55」とする。
- 4 平成29年12月27日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、平成29年12月27日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成31年1月8日から施行し、第13条の規定、別表第1から別表第3までおよび第29条の規定は平成30年4月1日から適用し、第14条の規定および第26条の規定は平成31年4月1日から適用する。
- 2 平成30年度に支給する扶養手当に関する第14条第2項第2号に該当する扶養親族たる子については、1人につき8,700円とする。
- 3 平成30年12月に支給する期末手当に関する第26条第2項および第3項の規定については、同条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の117.5」と、同条第3項中「100分の130」とあるのは「100分の80」と、「100分の110」とあるのは「100分の70」とする。
- 4 平成30年12月に支給する勤勉手当に関する第29条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の45」とあるのは「100分の

47.5」と、「100分の55」とあるのは「100分の57.5」とする。

- 5 平成31年1月8日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定を適用する
場合においては、改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給され
た給与は、平成31年1月8日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定に
よる給与の内払とみなす。

付 則

- 1 この規程は、令和2年1月7日から施行し、別表第1から別表第3までの規定は平成31年
4月1日から、第29条の規定は令和元年12月1日から、第17条および付則第4項から第
6項までの規定は令和2年4月1日から適用する。
- 2 令和元年12月に支給する勤勉手当に関する第29条第2項各号の規定については、同項第
1号中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とある
のは「100分の117.5」とする。
- 3 令和2年1月7日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程（以下「給与規程」
という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された
給与は、令和2年1月7日改正施行後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 第17条の規定の適用の日（以下この項において「一部適用日」という。）の前日において
改正前の給与規程第17条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超え
る職員であって、一部適用日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）
を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次
の各号のいずれかに該当するもの（理事長が定める職員を除く。）に対しては、一部適用日か
ら令和3年3月31日までの間、改正後の給与規程第17条の規定にかかわらず、当該住居手
当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当す
る額を超えない範囲内で理事長が定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,0
00円を控除した額の住居手当を支給する。
(1) 改正後の給与規程第17条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
(2) 旧手当額から改正後の給与規程第17条第2項の規定により算出される住居手当の月額
に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

- 5 当分の間、第16条の規定の適用については、同条中「給料、管理職手当および扶養手当の
月額の」とあるのは「給料月額と、給料の調整額、管理職手当および扶養手当の月額の合計額
に、6分の7.5を乗じて得た額との」と、「100分の7.5」とあるのは「100分の6」
とする。ただし、職員の他の給与の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場
合の当該職員の地域手当の月額に係る同条の規定の適用については、この限りでない。
- 6 当分の間、別表第1から別表第3に規定する給料表に定める職務の級における各号給の給料
月額は、これらの給料表に定める職務の級における各号給の給料月額（以下この項において「調
整前給料月額」という。）に、100分の101.4152を乗じて得た額（その額に1円未満
の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、手当（地域手当にあっては、他
の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。）の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の
基礎となる給料月額は、調整前給料月額とする。

付 則

この規程は、令和2年6月15日から施行し、別表第5は令和2年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この規程は、令和2年10月19日から施行し、令和2年8月1日から適用する。
- 2 令和2年度において、第19条の2第1項の規定により別表第7の2の区分欄に掲げる特別
選抜試験の委員等を務める者が、特別選抜試験の追試験業務に従事する場合は、別表第7の2
の委員等の区分に応じた手当額に付則別表に掲げる委員等の区分に応じた追試験業務に係る手
当額を加算して支給する。この場合において追試験業務のみ従事する教員は、付則別表に掲げ
る委員等の区分に応じた追試験業務に係る手当額のみ支給する。
- 3 令和2年度において、別表第7の2の区分欄に掲げる特別選抜試験の委員等を務め入試業務
に従事する教員が、任期の途中で追試験業務に従事しなくなった場合および任期の途中から追
試験業務に従事した場合の追試験業務に係る手当額の支給については、第19条の2第2項の

規定を準用する。追試験業務のみ従事する教員についても同様とする。

付則別表

区 分		追試験業務に係る 手当額
特別 選抜	出題・採点委員	13,333円
	出題・採点委員（実技）	6,666円
	採点委員	5,000円
	点検委員	7,111円
	面接委員	8,000円

付 則

- 1 この規程は、令和2年11月30日から施行する。
- 2 令和2年12月に支給する期末手当に関する第26条第2項および第3項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」とする。

付 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、改正後の規定にかかわらず、教員についての人事評価にかかる項目は、なお従前の例による。
- 3 第19条の2第1項の規定により別表第7の2の区分欄に掲げる特別選抜試験の委員等を務める者が、特別選抜試験の追試験業務に従事する場合は、別表第7の2の委員等の区分に応じた手当額に付則別表に掲げる委員等の区分に応じた追試験業務に係る手当額を加算して支給する。この場合において追試験業務のみ従事する教員は、付則別表に掲げる委員等の区分に応じた追試験業務に係る手当額のみ支給する。
- 4 別表第7の2の区分欄に掲げる特別選抜試験の委員等を務め入試業務に従事する教員が、任期の途中で追試験業務に従事しなくなった場合および任期の途中から追試験業務に従事した場合の追試験業務に係る手当額の支給については、第19条の2第2項の規定を準用する。追試験業務のみ従事する教員についても同様とする。

付則別表

区 分		追試験業務に係る 手当額
特別 選抜	出題・採点委員	20,000円
	出題・採点委員（実技）	10,000円
	採点委員	5,000円
	点検委員	8,000円
	面接委員	8,000円

付 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第26条第2項もしくは第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、職員給与規程等（この規程、公立大学法人役員報酬規程、公立大学法人滋賀県立大学契約職員給与規程または公立大学法人滋賀県立大学無期転換契約職員給与規程をいう。以下この項において同じ。）の規定により令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日）における次の各号に掲げる職員等（職員給与規程等の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 次号および第3号に掲げる職員等以外の職員等 次に掲げる職員等の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - ア イおよびウに掲げる職員等以外の職員 127.5分の15

- イ 職員給与規程第26条第2項に規定する特定幹部職員（次号イにおいて「特定幹部職員」という。） 107.5分の15
ウ 公立大学法人役員報酬規程の適用を受ける職員 167.5分の10
(2) 職員給与規程第26条第3項に規定する再雇用職員 次に掲げる職員等の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
ア イに掲げる職員等以外の職員 72.5分の10
イ 特定幹部職員 62.5分の10
(3) 契約職員等（公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則第3条第2号から第4号に規定する職員をいう。） 127.5分の5

付 則

- この規程は、令和4年12月28日から施行し、第14条および別表第1から別表第3までの規定は令和4年4月1日から、第29条の規定は令和4年12月1日から適用する。
- 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する第29条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分120」とあるのは「100分の125」とし、同項第2号中「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とし、「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とする。
- 令和4年12月28日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、令和4年12月28日改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

付 則

- この規程は令和5年4月1日から施行する。

(給料月額に関する特例)
2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第4項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに第6条、第7条第2項ならびに第8条第2項および第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
ただし、教育職給料表適用者は除く（以下、第3項から第9項まで同じ）
- 前項の規定は、公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則第31条の5第1項または第2項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。）（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された同規則第31条の1に掲げる職を占める職員には適用しない。
- 公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則第31条の4に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項および付則第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第4項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額の

ほか、理事長が定めるところにより、同項および付則第5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

- 7 付則第4項または前項の規定による給料を支給される職員に対する第26条第5項（第29条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）および規程（令和2年1月7日施行）付則第5項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第4項または第6項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 8 付則第2項から前項までに定めるもののほか、付則第2項の規定による給料月額、付則第4項の規定による給料その他付則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 9 当分の間、別表第2および別表第3に規定する給料表に定める職務の級における各号給の給料月額は、これらの給料表に定める職務の級における各号給の給料月額（付則第2項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定により受ける給料月額（付則第4項または第6項の規定による給料を支給される職員にあっては、当該給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）。以下この項において「調整前給料月額」という。）に、100分の101.4152を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、手当（地域手当にあっては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。）の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、調整前給料月額とする。

付 則

- 1 この規程は、令和5年12月27日から施行し、第14条および別表第1から別表第3までの規定は令和5年4月1日から、第29条の規定は令和5年12月1日から適用する。
- 2 令和5年12月に支給する期末手当に関する第26条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分102.5」とあるのは「100分の105」とし、同条第3項中「100分の68.75」とあるのは「100分の70」とし、「100分の58.75」とあるのは「100分の60」とする。
- 3 令和5年12月に支給する勤勉手当に関する第29条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分122.5」とあるのは「100分の125」とし、同項第2号中「100分の48.75」とあるのは「100分の50」とし、「100分の58.75」とあるのは「100分の60」とする。
- 4 令和5年12月27日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、令和5年12月27日改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

付 則

- 1 この規程は、令和7年1月10日から施行し、第13条および別表第1から別表第3までの規定は令和6年4月1日から、第29条の規定は令和6年12月1日から適用する。ただし、第13条第1項中「51,600円」とあるのは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までは「51,100円」とする。
- 2 令和6年12月に支給する期末手当に関する第26条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分105」とあるのは「100分の107.5」とし、同条第3項中「100分の70」とあるのは「100分の71.25」とし、「100分の60」とあるのは「100分の61.25」とする。
- 3 令和6年12月に支給する勤勉手当に関する第29条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、「100分125」とあるのは「100分の127.5」とし、同項第2号中「100分の50」とあるのは「100分の51.25」とし、「100分の60」とあるのは「100分の61.25」とする。
- 4 令和7年1月10日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、令和7年1月10日改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

す。

付 則

1 この規程は令和7年4月1日から施行する。

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が付則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級および同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員および理事長が定めるこれに準ずるものをした職員の号給については、その者が切替日において当該異動または当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第14条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員に対しては」と、同条第2項中「（5）心身に著しい障害を有する者」とあるのは「（5）心身に著しい障害を有する者」「（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

5 当該規程第18条および第19条の規定は、切替日前に新たに当該規程の適用を受ける職員となった者にも適用する。

6 当分の間、職員の地域手当の月額（当該職員の他の給与の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）に係る第16条の規定の適用については、同条中「給料、管理職手当および扶養手当の月額」とあるのは「給料月額と、給料の調整額、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に5.7分の7.5を乗じて得た額」とし、職員の地域手当の月額（当該職員の他の給与の額および勤務1時間当たりの給与額の算出基礎となる場合に限る。）に係る同条の規定の適用については、同条中「100分の5.7」を「100分の7.5」とする。

7 当分の間、別表第1から別表第3までに規定する給料表に定める職務の級における各号給の給料月額は、これらの給料表に定める職務の級における各号給の給料月額（以下この項において「調整前給料月額」という。）に、100分の101.703を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、手当（地域手当にあっては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。）の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、調整前給料月額とする。

付則別表

1 教育職給料表の適用を受ける職員の号給

旧号給	職 務 の 級		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1

14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	2
24	12	8	2
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	3
28	16	12	3
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	4
32	20	16	4
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	5
36	24	20	5
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	6
40	28	24	6
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	7
44	32	28	7
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	8
48	36	32	8
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	9
52	40	36	9
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	10
56	44	40	10
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	11
60	48	44	11
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	12
64	52	48	12
65	53	49	12
66	54	50	12
67	55	51	13
68	56	52	13
69	57	53	13
70	58	54	13

71	59	55	14
72	60	56	14
73	61	57	14
74	62	58	14
75	63	59	14
76	64	60	15
77	65	61	15
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

2 一般職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1

18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		

75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

別表第1から別表第3 (別紙)

別表第4 (第5条関係) 級別標準職務表

1 教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	(1) 助手の職務 (2) 助教の職務
2 級	講師の職務
3 級	准教授の職務
4 級	教授の職務

2 一般職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	主事の職務
2級	(1) 主任主事の職務 (2) 相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う主事の職務
3級	(1) 係長、副主任、主任主査または主査の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う主任主事の職務
4級	(1) 主幹または専門員の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う係長、副主任、主任主査または主査の業務
5級	(1) 課長補佐、室長補佐または副参事の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う主幹または専門員の職務
6級	(1) 課長の職務 (2) 室長の職務 (3) 参事の職務 (4) 困難な業務を行う課長補佐、室長補佐または副参事の職務
7級	理事長が定める課長の職務
8級	事務局次長の職務

3 技能労務職給料表級別職務表

職務の級	標準職務
(1)	(1) 技術員の職務 (2) 船舶運転技術員の職務
(2)	技師の職務

別表第5 (第12条関係) 管理職手当支給職表

管理職手当を支給する職	区分
事務局次長	第一種
課長 (理事長の定める課長の職に限る。)	第二種
課長 (理事長の定める課長の職を除く。)、室長、参事、 研究院長および学部長	第三種
理事長が別に定めるものの職	第四種

別表第6 (第18条関係) 自動車を使用する場合の通勤手当額

使用距離 (片道)	手当額
5 km未満	3, 900円
5 km以上 10 km未満	5, 700円
10 km以上 14 km未満	8, 100円
14 km以上 18 km未満	10, 500円
18 km以上 22 km未満	12, 900円
22 km以上 26 km未満	15, 300円
26 km以上 30 km未満	17, 700円
30 km以上 34 km未満	20, 100円
34 km以上 38 km未満	22, 500円
38 km以上 42 km未満	24, 400円
42 km以上 46 km未満	25, 900円
46 km以上 50 km未満	27, 400円
50 km以上 54 km未満	28, 900円

5.4 km以上 5.8 km未満	30,400円
5.8 km以上 6.2 km未満	31,600円
6.2 km以上	32,800円

別表第7（第18条関係）自転車等を使用する場合の通勤手当額

使用距離（片道）	手当額
5 km未満	2,500円
5 km以上 10 km未満	4,600円
10 km以上 15 km未満	7,000円
15 km以上 20 km未満	9,400円
20 km以上 25 km未満	11,800円
25 km以上 30 km未満	14,200円
30 km以上	16,600円

別表第7の2（第19条の2関係）入試手当額表

区分		手当額
一般 選抜	主任出題委員（数学・理科・英語・国語）	80,000円
	出題・採点委員	60,000円
	出題・採点委員（小論文）	30,000円
	出題・採点委員（実技）	15,000円
	採点委員（点検委員含）	8,000円
	採点補助員	5,000円
	面接委員	8,000円
特別 選抜	出題・採点委員	20,000円
	出題・採点委員（実技）	10,000円
	採点委員	5,000円
	点検委員	8,000円
	面接委員	8,000円

別表7の3（第19条の3関係）大学入学共通テスト手当額表

区分	手当額
試験実施本部員（公立大学法人滋賀県立大学入学試験実施本部設置規程に規定する職員であって、公立大学法人滋賀県立大学入学試験委員会規程第4条第1項第2号から第4号および同条第2項（職員である者に限る。）に規定する委員である者に限る。）	1日につき10,000円（従事した時間が1日について4時間に満たなかった場合は5,000円）
試験監督者	
監督補助員	

別表第8（第25条関係）管理職員特別勤務手当適用表

1 週休日等における勤務

管理職手当の支給区分	勤務1回につき	6時間を超える勤務1回につき
第一種	10,000円	15,000円
第二種または第三種	6,000円	9,000円
第四種	4,000円	6,000円

2 週休日等以外の日における勤務

管理職手当の支給区分	勤務1回につき
第一種	5,000円

第二種または第三種	3,000円
第四種	2,000円

別表第9（第29条関係）勤勉手当の勤務期間の期間率表

勤務期間	期間率
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

別表第1（第5条関係）

教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	261,400	340,300	393,600	461,300
	2	263,600	341,900	395,300	470,100
	3	265,700	343,500	396,700	478,500
	4	267,600	345,000	398,000	486,600
	5	269,400	346,500	399,200	494,900
	6	270,900	348,100	400,200	502,600
	7	272,400	349,700	401,200	509,900
	8	273,900	351,300	402,200	516,900
	9	275,700	352,700	403,100	523,600
	10	277,700	354,700	404,200	529,800
	11	279,700	356,700	405,300	534,500
	12	281,700	358,700	406,400	538,000
	13	283,700	360,500	407,500	541,500
	14	285,900	362,100	408,600	544,700
	15	288,000	363,700	409,700	547,700
	16	290,100	365,300	410,800	550,200
	17	292,000	366,600	411,900	552,300
	18	294,700	368,100	413,000	
	19	297,400	369,500	414,100	
	20	300,000	370,800	415,300	
	21	302,600	372,100	416,300	
	22	305,000	373,300	417,400	
	23	307,400	374,500	418,500	
	24	309,600	375,600	419,700	
	25	311,800	376,700	420,600	
	26	313,800	378,100	421,700	
	27	315,800	379,400	422,800	
	28	317,800	380,700	423,800	
	29	319,800	382,000	424,800	
	30	321,700	383,300	425,900	
	31	323,600	384,600	427,000	
	32	325,500	385,900	428,100	
	33	327,300	387,200	429,100	
	34	329,200	388,400	430,300	
	35	331,100	389,600	431,500	
	36	333,000	390,700	432,700	
	37	334,700	391,800	433,400	
	38	335,900	393,000	434,300	
	39	337,000	394,100	435,200	
	40	338,100	395,200	436,000	
	41	338,700	396,300	436,800	
	42	339,100	397,500	437,700	
	43	339,500	398,700	438,600	
	44	339,900	399,800	439,400	
	45	340,500	400,800	440,100	
	46	341,000	401,800	441,000	
	47	341,500	402,800	442,000	
	48	341,900	403,700	442,900	
	49	342,300	404,900	443,800	
	50	342,700	406,300	444,700	
	51	343,100	407,700	445,700	
	52	343,500	409,100	446,600	
	53	343,900	409,900	447,600	
	54	344,300	410,900	448,600	
	55	344,700	411,900	449,500	
	56	345,100	413,000	450,500	
	57	345,500	413,900	451,400	
	58	345,900	414,700	452,300	
	59	346,300	415,500	453,200	
	60	346,700	416,200	454,200	
	61	347,100	416,900	455,000	
	62	347,500	417,800	455,400	
	63	347,900	418,600	456,000	
	64	348,300	419,200	456,600	
	65	348,700	419,800	457,200	
	66	349,100	420,200	457,900	
	67	349,500	420,500	458,200	
	68	349,900	420,800	458,800	
	69	350,300	421,100	459,200	

再雇用職員以外の職員

別表第1（第5条関係）
教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	70	350,800	421,400	459,500	
	71	351,200	421,600	459,800	
	72	351,600	421,900	460,100	
	73	351,900	422,100	460,400	
	74	352,400	422,400		
	75	352,800	422,700		
	76	353,200	423,000		
	77	353,600	423,200		
	78	354,100	423,400		
	79	354,600	423,700		
	80	355,100	424,000		
	81	355,600	424,200		
	82	356,300	424,500		
	83	357,000	424,800		
	84	357,700	425,100		
	85	358,300	425,300		
	86	358,900	425,600		
	87	359,500	425,900		
	88	360,100	426,100		
	89	360,600	426,300		
	90	361,000	426,600		
	91	361,400	426,900		
	92	361,800	427,100		
	93	362,200	427,300		
	94	362,600			
	95	363,100			
	96	363,500			
	97	364,100			
	98	364,600			
	99	365,000			
	100	365,500			
	101	365,900			
	102	366,400			
	103	366,700			
	104	367,100			
	105	367,600			
	106	368,000			
	107	368,500			
	108	369,000			
	109	369,400			
	110	369,900			
	111	370,300			
	112	370,700			
	113	371,100			
	114	371,500			
	115	371,900			
	116	372,300			
	117	372,700			
	118	373,100			
	119	373,500			
	120	373,900			
	121	374,200			
	122	374,600			
	123	375,100			
	124	375,400			
	125	375,800			
	126	376,300			
	127	376,800			
	128	377,200			
	129	377,600			
再雇 用職 員		288,000	299,000	321,200	406,100

注 この表は、教授、准教授、講師、助教および助手に適用する。

別表第2 (第5条関係)

一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 円							
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
再雇 用職 員以 外の 職員	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		

別表第2 (第5条関係)

一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
	86	256,000	297,100	346,000					
	87	256,300	297,400	346,400					
	88	256,600	297,700	346,800					
	89	256,900	298,000	347,000					
	90	257,200	298,300	347,400					
	91	257,500	298,600	347,800					
	92	257,800	299,000	348,200					
	93	258,100	299,200	348,400					
	94		299,400	348,800					
	95		299,700	349,200					
	96		300,100	349,500					
	97		300,300	349,800					
	98		300,600	350,200					
	99		301,000	350,600					
	100		301,400	351,000					
	101		301,600	351,500					
	102		301,900	351,900					
	103		302,200	352,300					
	104		302,500	352,700					
	105		302,700	353,200					
	106		303,000	353,600					
	107		303,300	353,900					
	108		303,600	354,200					
	109		303,800	354,700					
	110		304,200						
	111		304,600						
	112		304,900						
	113		305,100						
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
再雇 用職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

注 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3（第5条関係）
技能労務職給料表

号給	(1)	(2)
	給料月額	給料月額
	円	円
1	185,700	238,200
2	187,400	239,100
3	189,100	239,900
4	190,800	240,700
5	192,500	247,400
6	194,200	248,600
7	195,800	249,800
8	197,400	251,000
9	199,000	252,100
10	200,500	253,200
11	202,000	254,300
12	203,500	255,400
13	205,000	256,400
14	206,500	257,400
15	208,000	258,400
16	209,500	259,400
17	211,000	260,400
18	212,400	261,300
19	213,800	262,200
20	215,200	263,100
21	216,600	263,900
22	217,700	264,700
23	218,800	265,500
24	219,900	266,300
25	220,000	267,000
26	221,700	267,800
27	223,000	268,600
28	224,300	269,300
29	225,600	270,000
30	226,700	270,800
31	227,800	271,600
32	228,900	272,300
33	230,000	287,300
34	231,100	288,500
35	232,200	289,800
36	233,300	291,100
37	234,400	292,400
38	235,400	293,400
39	236,400	294,400
40	237,300	295,500
41	238,200	296,600
42	239,100	297,800
43	239,900	298,900
44	240,700	300,100
45	247,400	301,300
46	248,600	302,600
47	249,800	303,900
48	251,000	305,200
49	252,100	306,500
50	253,200	307,800
51	254,300	309,100
52	255,400	310,400
53	256,400	311,700
54	257,400	313,000
55	258,400	314,300
56	259,400	315,400
57	260,400	316,300
58	261,300	317,600
59	262,200	318,900
60	263,100	320,200
61	263,900	321,400
62	264,700	322,700
63	265,500	323,900
64	266,300	325,100
65	267,000	326,400
66	267,800	327,500
67	268,600	328,600
68	269,300	329,700
69	270,000	330,400
70	270,800	331,300
71	271,600	332,000
72	272,300	332,800
73	287,300	333,600
74	288,500	334,000
75	289,800	334,600
76	291,100	335,300
77	292,400	336,100
78	293,400	336,800
79	294,400	337,500

別表第3（第5条関係）
技能労務職給料表

号給	(1)	(2)
	給料月額	給料月額
	円	円
80	295,500	338,100
81	296,600	338,600
82	297,800	339,200
83	298,900	339,700
84	300,100	340,300
85	301,300	340,600
86	302,600	341,100
87	303,900	341,500
88	305,200	341,900
89	306,500	342,300
90	307,800	342,800
91	309,100	343,300
92	310,400	343,800
93	311,700	363,700
94	313,000	364,800
95	314,300	365,700
96	315,400	366,700
97	316,300	367,600
98	317,600	368,300
99	318,900	369,000
100	320,200	369,600
101	321,400	370,000
102	322,700	370,600
103	323,900	371,300
104	325,100	372,000
105	326,400	372,300
106	327,500	373,000
107	328,600	373,700
108	329,700	374,300
109	330,400	374,600
110	331,300	375,100
111	332,000	375,700
112	332,800	376,300
113	333,600	376,600
114	334,000	377,200
115	334,600	377,900
116	335,300	378,500
117	336,100	378,900
118	336,800	379,400
119	337,500	380,000
120	338,100	380,500
121	338,600	381,000
122	339,200	381,600
123	339,700	382,100
124	340,300	382,400
125	340,600	382,800
126	341,100	383,300
127	341,500	383,700
128	341,900	384,100
129	342,300	384,500
130	342,800	385,000
131	343,300	385,400
132	343,800	385,800
133	344,100	386,100
134	344,500	
135	344,900	
136	345,300	
137	345,600	
138	346,000	
139	346,400	
140	346,800	
141	347,000	
142	347,400	
143	347,800	
144	348,200	
145	348,400	
146	348,800	
147	349,200	
148	349,500	
149	349,800	
150	350,200	
151	350,600	
152	351,000	
再雇用職員	227,500	

注 この表の(1)欄は技術員または船舶運転技術員に、
(2)欄は技師に適用する。

付則別表 号給の切替表

ア 教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	2
24	12	8	2
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	3
28	16	12	3
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	4
32	20	16	4
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	5
36	24	20	5
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	6
40	28	24	6
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	7
44	32	28	7
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	8
48	36	32	8
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	9
52	40	36	9
53	41	37	9

54	42	38	9
55	43	39	10
56	44	40	10
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	11
60	48	44	11
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	12
64	52	48	12
65	53	49	12
66	54	50	12
67	55	51	13
68	56	52	13
69	57	53	13
70	58	54	13
71	59	55	14
72	60	56	14
73	61	57	14
74	62	58	14
75	63	59	14
76	64	60	15
77	65	61	15
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

イ 一般職給料表の適用を受ける職員の新号給

	職 務 の 級					
旧号給	3級	4級	5級	6級	7級	8級

1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	

59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					